2　注1の規定にかかわらず、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は三四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと二〇MHzの組合せの場合は四二・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一五MHzの組合せの場合は四二・一二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は四九・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五MHzと一五MHzの組合せの場合は五〇MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五MHzと二〇MHzの組合せの場合は五七・二七五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は六四・七MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

(3)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア　陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満（一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値

イ　基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三六dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満（一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三〇dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一五一dBm以下の値

注　送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

(4)　陸上移動中継局の送信装置

ア　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）を通信の相手方とするもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一三dBm以下の値

注　送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。